

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の
全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表
について

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.7 2 5

平成 3 1 年 4 月 2 4 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3985)
FAX : 03-3595-3670

事 務 連 絡
平成 3 1 年 4 月 2 4 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び
貸与価格の上限の公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限（以下、「上限価格」という。）を設けており、設定された上限価格については、施行後の実態も踏まえつつ、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行うこと、また、新商品についても 3 ヶ月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

平成 30 年 10 月に設定された上限価格については、第 170 回社会保障審議会介護給付費分科会（平成 31 年 4 月 10 日）における議論を踏まえ、今年度は見直しを行わず、新商品についてのみ上限設定を行うこととし、今後の見直しについては、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととなりました。

また、本年 10 月から実施される消費税率引上げの対応として、「消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて（通知）」（平成 31 年 3 月 28 日当課課長通知老高発 0328 第 2 号）を発出し、本年 10 月以降、消費税率引上げ分を現在の全国平均貸与価格及び上限価格に反映させることとしており（平成 30 年 10 月上限設定分を含む。）、その上限一覧については別途お知らせをすることとしておりました。

今般、上記を踏まえた本年 10 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、下記のとおりお知らせいたします。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

なお、平成 30 年 10 月上限設定分については、本年 9 月貸与分までは従来の上限が適用されますので、ご留意ください。

記

本年 10 月貸与分の全国平均貸与価格及び上限価格の掲載先について

新商品及び消費税率引上げ分を反映した全国平均貸与価格及び上限価格は、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp